

論 説

リース会計基準の新旧比較

加 藤 久 明

目 次

- I. はじめに
- II. 旧基準の概要
 - 1. リース取引の分類と会計処理
 - 2. 具体的な会計処理
- III. 新基準の概要
 - 1. リース取引の分類と会計処理
 - 2. 具体的な会計処理
- IV. 新旧基準の比較
 - 1. 会計処理の対称性
 - 2. レッサーの会計処理
- V. おわりに

I. はじめに

2007年3月30日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、従来のリース会計基準(リース意見書[1993]、リース実務指針[1994]:以下、「旧基準」という)を改定して、新しいリース会計基準(リース基準[2007]、リース指針[2007]:以下、「新基準」という)を発表した。新基準は、原則として、2008年4月1日(四半期財務諸表の場合は2009年4月1日)以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用される。本稿では、旧基準と新基準の内容を比較して異同点を明らかにすると共に、新基準が完成するまでの経緯をまとめておくことにしたい。

II. 旧基準の概要

1. リース取引の分類と会計処理

旧基準において、「リース取引」とは、「特定の物件の所有者たる貸手(LESSOR)が、当該物件の借手(LESSEE)に対し、合意された期間(以下「リース期間」という)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という)を貸手に支払う取引¹⁾と定義されている。その定義自体でリースと通常の賃貸借(レンタルなど)は区別しうるものではないから、旧基準ではリースを含むすべての賃貸借が適用対象となる²⁾。

この「リース取引」は、ファイナンス・リース取引(以下、「FL」という)とオペレーティング・

1) リース意見書 [1993: 一]。

2) 小宮山賢 [1994: 107頁]、坂本道美 [1994: 65頁]、北村吉弘 [1995: 75頁]。

リース取引 (以下、「OL」という) に分類される。FL は、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件 (以下「リース物件」という) からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」³⁾ と定義される。また、OL は、「ファイナンス・リース取引以外のリース取引」⁴⁾ と定義される。FL の定義のうち、前段部分はノンキャンセラブル (解約不能) 要件、後段部分はフルペイアウト要件と呼ばれている⁵⁾。

ノンキャンセラブル要件は、リース料総額の支払いが確実に予定されるというものである⁶⁾。例えば、中途解約できない旨が特記されていれば、契約の法的形式においてそのリース取引を中途解約することはできないので、レシーはリース期間が満了するまでリース料の支払いを続けなければならない。あるいは、中途解約できる旨が特記されていても、残リース料相当額の支払いが中途解約の条件となっているのであれば、レシーはリース料総額の支払いを免れることはできないから、中途解約が不可能であると同程度の経済的実質を備えているといえる。

一方、フルペイアウト要件は、リース物件の所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが、その本来の帰属者 (所有者) であるレサーから、実際の使用者であるレシーに移転するというものである⁷⁾。これは具体的には、**図表 1** の 5 つの規準によって判定される⁸⁾。

図表 1 フルペイアウト要件の判断規準

所有権移転規準	リース物件の所有権がレシーに自動的に移転する
割安購入選択権規準	レシーが割安購入選択権を有しており、その権利行使が確実である
特別仕様規準	リース物件がレシーの特別仕様になっており、第三者の使用が困難である
現在価値規準	リース料総額の現在価値がリース物件の見積現金購入価額の 90% 以上である
耐用年数規準	リース期間がリース物件の耐用年数の 75% 以上である

ノンキャンセラブル要件とフルペイアウト要件を同時に満たすリース取引 (FL) は、法的形式は賃貸借であるとしても、経済的実質は売買に近い。そのため、経済的実質に基づいてリース取引の会計処理を行うとすれば、この 2 つの要件を同時に満たすリース取引は、売買相当の処理をしなければならない。したがって、レシーは資産の取得・債務の引受として処理し、レサーは債権の取得・資産の売却として処理し、リース料の受払いは債権債務の決済とみなして

3) リース意見書 [1993 : 二 1]。

4) リース意見書 [1993 : 二 2]。

5) リース実務指針 [1994 : 二 1]。

6) リース意見書 [1993 : 注解 (注 1)], リース実務指針 [1994 : 二 1(1)]。

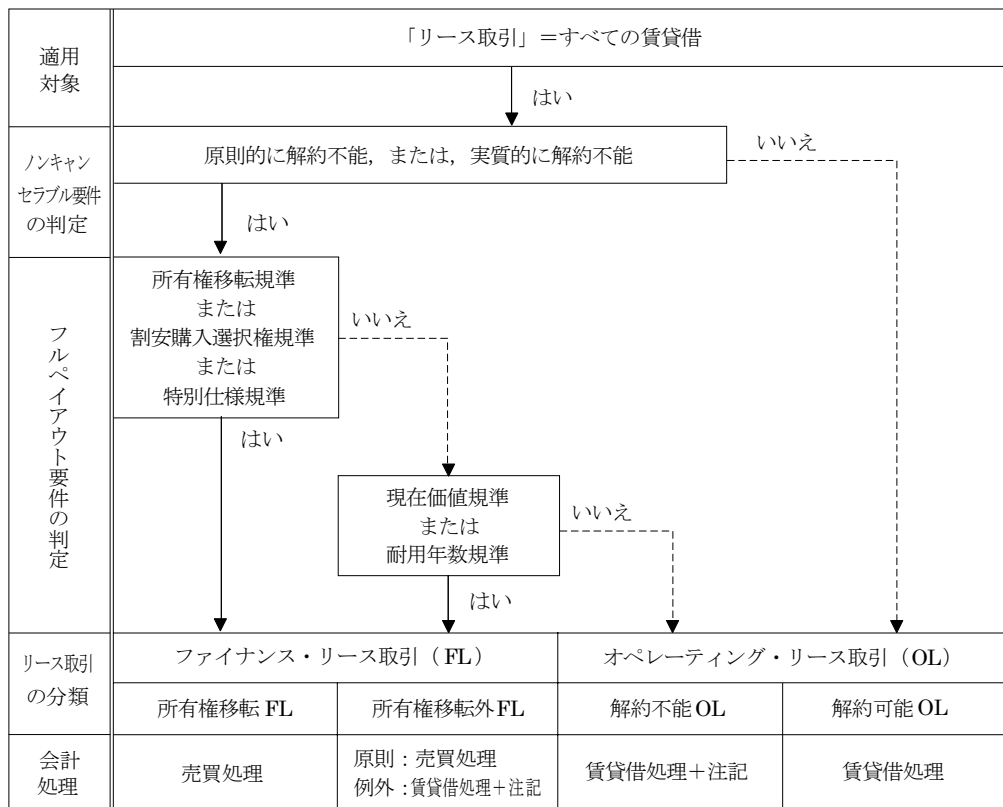
7) リース意見書 [1993 : 注解 (注 1)]。

8) リース実務指針 [1994 : 二 2]。

処理する。一方、2つの要件を同時に満たさないリース取引（OL）は、その経済的実質と法的形式が一致しているとみなして、賃貸借相当の処理をすればよい。レンタルなどの通常の賃貸借は、これに分類されるのが一般的である。したがって、レシーは支払リース料を費用として処理し、レッサーは受取リース料を収益として処理することになる。

なお、FLは所有権移転FLと所有権移転外FLに分類されるが、両者の区別は、フルペイアウト要件のどの規準に該当するのかわによって行われる。すなわち、所有権移転規準と割安購入選択権規準と特別仕様規準のいずれかを満たす場合は所有権移転FL、現在価値規準と耐用年数規準のいずれかのみを満たす場合は所有権移転外FLに分類される⁹⁾。いずれにせよ、FLは売買処理するのが原則であるが、所有権移転外FLの場合に限り、売買処理した場合と同程

図表2 旧基準におけるリース取引の分類と会計処理



(注) 旧基準では、リース取引の分類上、「解約不能OL」と「解約可能OL」という名称は明記されていない。しかし、OLは、解約の可否によって注記の要不要が異なることから、このフローチャートでは、OLを2つに分類している。
 (出所) 加藤久明 [2007: 51頁] を一部修正。

9) リース実務指針 [1994: 二2(1), 二2(2)]。

度の注記を行うことを条件として、賃貸借処理することが例外的に認められている¹⁰⁾。旧基準におけるリース取引の分類と会計処理をフローチャートでまとめると、図表 2 のようになる。

2. 具体的な会計処理

設例を用いて旧基準の会計処理を具体的に示すと、以下のようになる。ここでは、紙面の制約上、FL の会計処理のみを示すことにする。なお、FL の売買処理は、原則的な処理方法（利子抜き法・利息法）によるものとし¹¹⁾、いわゆる重要性の原則が適用される場合の簡便的な処理方法は考慮しない。また、決算日は年 1 回（3 月 31 日）とする。

(1) レッシーの会計処理

設例 1-1 所有権移転 FL の場合

【前提条件】

- ①リース期間とリース料について
 - ・リース期間は、01 年 4 月 1 日から 5 年間（解約不能）
 - ・リース料は、総額 4,250 万円（年間 850 万円を後払い）
- ②リース物件（機械設備）について
 - ・レッシーの見積現金購入価額は、3,680 万円（レッサーの購入価額と等しい）
 - ・リース物件の耐用年数は、8 年（自己所有の場合、減価償却は定額法、残存価額はゼロ）
- ③その他の注意事項
 - ・レッシーの追加借入利率は、年 5%（レッサーの計算利率と等しい）
 - ・所有権移転規準を満たす
 - ・割安購入選択権規準、特別仕様規準を満たさない

【リース取引の分類】

- ①ノンキャンセラブル要件を満たす（リース期間は解約不能）
- ②フルペイアウト要件（所有権移転規準、現在価値規準）を満たす
 - ・現在価値規準の判定

$$\begin{aligned} \text{リース料総額の現在価値} &= \frac{850 \text{ 万円}}{(1 + 0.05)} + \frac{850 \text{ 万円}}{(1 + 0.05)^2} + \dots + \frac{850 \text{ 万円}}{(1 + 0.05)^5} \\ &= 3,680 \text{ 万円} \end{aligned}$$

10) リース意見書 [1993 : 三], リース実務指針 [1994 : 三, 四]。

11) 利子抜き法とは、リース料総額から利息相当額を控除してリース資産及び負債を計上する方法である。また、利息法とは、その利息相当額が未返済の元本（リース負債の残高）に対して一定の利率で発生するように期間配分していく方法である。これはレッシーの立場から説明したものであるが、レッサーの場合にもこの処理方法が原則として適用される。

$$\frac{\text{リース料総額の現在価値 (3,680 万円)}}{\text{リース物件の見積現金購入価額 (3,680 万円)}} = 100\% \geq 90\% \text{ (満たす)}$$

③よって、このリース取引は所有権移転 FL に該当する

④所有権移転 FL の減価償却は、リース物件の耐用年数（8年）にわたり、残存価額（この設例ではゼロ）まで行う

【利息法のスケジュール表】

（単位：万円）

日付	支払額	利息分 (5%)	元本分	未返済残高
01/4/01				3,680
02/3/31	850	184	666	3,014
03/3/31	850	151	699	2,315
04/3/31	850	116	734	1,581
05/3/31	850	79	771	810
06/3/31	850	40	810	0
合計	4,250	570	3,680	—

【売買処理】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,680	リース債務	3,680
02/3/31	リース債務	666	現金預金	850
	支払利息	184		
03/3/31	減価償却費	460	減価償却累計額	460
	リース債務	699	現金預金	850
	支払利息	151		
	減価償却費	460	減価償却累計額	460

以後の各期も同様な会計処理を行う

設例 1-2 所有権移転外 FL の場合

【前提条件】

- ①リース期間とリース料について
 - ・設例 1-1 と同じ
- ②リース物件（機械設備）について
 - ・設例 1-1 と同じ
- ③その他の注意事項
 - ・レシーの追加借入利率は、年 5%（レシーの計算利率と等しい）
 - ・所有権移転規準，割安購入選択権規準，特別仕様規準を満たさない

【リース取引の分類】

- ①ノンキャンセラブル要件を満たす（リース期間は解約不能）
- ②フルペイアウト要件（現在価値規準）を満たす（現在価値規準の判定は設例 1-1 と同じ）

③よって、このリース取引は所有権移転外 FL に該当する

④所有権移転外 FL の減価償却は、リース期間 (5 年) にわたり、残存価額をゼロとして行う

【利息法のスケジュール表】

・設例 1-1 と同じ

【原則法：売買処理】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機 械 設 備	3,680	リ ー ス 債 務	3,680
02/3/31	リ ー ス 債 務	666	現 金 預 金	850
	支 払 利 息	184		
	減 価 償 却 費	736	減 価 償 却 累 計 額	736
03/3/31	リ ー ス 債 務	699	現 金 預 金	850
	支 払 利 息	151		
	減 価 償 却 費	736	減 価 償 却 累 計 額	736

以後の各期も同様な会計処理を行う

【例外法：賃貸借処理】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	支 払 リ ー ス 料	850	現 金 預 金	850
02/3/31	支 払 リ ー ス 料	850	現 金 預 金	850
03/3/31	支 払 リ ー ス 料	850	現 金 預 金	850

以後の各期も同様な会計処理を行う

例外法に係る注記内容 (02/3/31 の場合)

①リース物件 (機械設備) の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額 …………… 3,680 万円

減価償却累計額相当額 …………… 736 万円

期末残高相当額 …………… 2,944 万円

②未経過リース料期末残高相当額

1 年以内 …………… 699 万円

1 年超 …………… 2,315 万円

合計 …………… 3,014 万円

③当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 …………… 850 万円

減価償却費相当額 …………… 736 万円

支払利息相当額 …………… 184 万円

④減価償却費相当額の算定は、定額法によっている。

- ⑤利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

(2) レッサーの会計処理

設例 2-1 所有権移転 FL の場合

【前提条件】

- ①リース期間とリース料について
 - ・リース期間は、01年4月1日から5年間（解約不能）
 - ・リース料は、総額 4,250 万円（年間 850 万円を後払い）
- ②リース物件（機械設備）について
 - ・レッサーの購入価額は、3,680 万円（購入日は01年4月1日、現金で一括払い）
 - ・リース物件の耐用年数は、8年（自己所有の場合、減価償却は定額法、残存価額はゼロ）
- ③その他の注意事項
 - ・レッサーの計算利率は、年 5%
 - ・所有権移転規準を満たす
 - ・割安購入選択権規準、特別仕様規準を満たさない

【リース取引の分類】

- ①ノンキャンセラブル要件を満たす（リース期間は解約不能）
- ②フルペイアウト要件（所有権移転規準、現在価値規準）を満たす
 - ・現在価値規準の判定

$$\begin{aligned} \text{リース料総額の現在価値} &= \frac{850 \text{ 万円}}{(1 + 0.05)} + \frac{850 \text{ 万円}}{(1 + 0.05)^2} + \dots + \frac{850 \text{ 万円}}{(1 + 0.05)^5} \\ &= 3,680 \text{ 万円} \end{aligned}$$

$$\frac{\text{リース料総額の現在価値 (3,680 万円)}}{\text{リース物件の購入価額 (3,680 万円)}} = 100\% \geq 90\% \text{ (満たす)}$$

- ③よって、このリース取引は所有権移転 FL に該当する

【利息法のスケジュール表】

（単位：万円）

日付	受取額	利息分 (5%)	元本分	未回収残高
01/4/01				3,680
02/3/31	850	184	666	3,014
03/3/31	850	151	699	2,315
04/3/31	850	116	734	1,581
05/3/31	850	79	771	810
06/3/31	850	40	810	0
合計	4,250	570	3,680	—

【売買処理・第 1 法 (リース物件の売上高と売上原価とに区分して処理する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機 械 設 備	3,680	現 金 預 金	3,680
	リ ー ス 債 権	3,680	機 械 設 備	3,680
02/3/31	現 金 預 金	850	リ ー ス 物 件 売 上 高	850
	リ ー ス 物 件 売 上 原 価	666	リ ー ス 債 権	666
03/3/31	現 金 預 金	850	リ ー ス 物 件 売 上 高	850
	リ ー ス 物 件 売 上 原 価	699	リ ー ス 債 権	699

以後の各期も同様な会計処理を行う

【売買処理・第 2 法 (リース物件の売買益等として処理する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機 械 設 備	3,680	現 金 預 金	3,680
	リ ー ス 債 権	3,680	機 械 設 備	3,680
02/3/31	現 金 預 金	850	リ ー ス 債 権	666
			リ ー ス 物 件 売 買 益	184
03/3/31	現 金 預 金	850	リ ー ス 債 権	699
			リ ー ス 物 件 売 買 益	151

以後の各期も同様な会計処理を行う

設例 2-2 所有権移転外 FL の場合

【前提条件】

- ①リース期間とリース料について
 - ・設例 2-1 と同じ
- ②リース物件 (機械設備) について
 - ・設例 2-1 と同じ
- ③その他の注意事項
 - ・レッサーの計算利率は、年 5%
 - ・所有権移転規準、割安購入選択権規準、特別仕様規準を満たさない

【リース取引の分類】

- ①ノンキャンセラブル要件を満たす (リース期間は解約不能)
- ②フルペイアウト要件 (現在価値規準) を満たす (現在価値規準の判定は設例 2-1 と同じ)
- ③よって、このリース取引は所有権移転外 FL に該当する

【利息法のスケジュール表】

- ・設例 2-1 と同じ

【原則法：売買処理・第1法（リース物件の売上高と売上原価とに区分して処理する方法）】

日付	借方科目	金額（万円）	貸方科目	金額（万円）
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース債権	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース物件売上高	850
	リース物件売上原価	666	リース債権	666
03/3/31	現金預金	850	リース物件売上高	850
	リース物件売上原価	699	リース債権	699

以後の各期も同様な会計処理を行う

【原則法：売買処理・第2法（リース物件の売買益等として処理する方法）】

日付	借方科目	金額（万円）	貸方科目	金額（万円）
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース債権	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース債権	666
			リース物件売買益	184
03/3/31	現金預金	850	リース債権	699
			リース物件売買益	151

以後の各期も同様な会計処理を行う

【例外法：賃貸借処理】

日付	借方科目	金額（万円）	貸方科目	金額（万円）
01/4/01	現金預金	850	受取リース料 （売上高）	850
	減価償却費 （売上原価）	460	減価償却累計額	460
02/3/31	現金預金	850	受取リース料 （売上高）	850
	減価償却費 （売上原価）	460	減価償却累計額	460
03/3/31	現金預金	850	受取リース料 （売上高）	850
	減価償却費 （売上原価）	460	減価償却累計額	460

以後の各期も同様な会計処理を行う

例外法に係る注記内容は、レシーの場合（設例1-2を参照）に準じて行う

Ⅲ. 新基準の概要

1. リース取引の分類と会計処理

新基準において、「リース取引」とは、「特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを

使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引¹²⁾と定義されている。この定義は旧基準と同じものであるから、新基準でもリースを含むすべての賃貸借が適用対象となる¹³⁾。

この「リース取引」は、FLとOLに分類される。FLは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引¹⁴⁾と定義される。また、OLは、「ファイナンス・リース取引以外のリース取引¹⁵⁾と定義される。この定義も旧基準と同じものであり、新基準はそれを踏襲している。

FLの定義のうち、前段部分はノンキャンセラブル（解約不能）要件、後段部分はフルペイアウト要件と呼ばれているが、これについても、新基準と旧基準で異なるところはない¹⁶⁾。2つの要件を同時に充足する場合はFL、そうでない場合はOLに分類され、前者は売買処理、後者は賃貸借処理とする点も同じである。新基準でも、FLは所有権移転FLと所有権移転外FLに分類される¹⁷⁾。

以上のように、会計基準の骨格をなす部分について、新基準と旧基準は同じであると見てよい。ただし、所有権移転外FLの会計処理とフルペイアウト要件の判定手順については、相違が見られる。これをまとめると、**図表3**のようになる。

図表2と**図表3**を比較してみると、新基準と旧基準の主な違いは、大きく次の2点に集約される。

第一に、所有権移転外FLに対して例外法（賃貸借処理+注記）の適用が認められないことである。例外法の廃止は、今回の基準改定の中心的な事項であり、2002年にASBJがリース会計専門委員会を組織してから、4年を超える月日を経てようやく実現したものである。

第二に、フルペイアウト要件の判定手順について、所有権移転がない規準（現在価値規準、耐用年数規準）の判定後に、所有権移転がある規準（所有権移転規準、割安購入選択権規準、特別仕様規準）の判定が行われることである。そうすると、前者の規準には該当しないけれども、後者の規準に該当するリース取引があったとしたら、旧基準ではFLとして売買処理されるが、新基準ではOLとして賃貸借処理されることになる。もちろん、第三者間の公正な取引であることを前

12) リース基準 [2007: 4 項]。

13) リース指針 [2007: 91 項]。

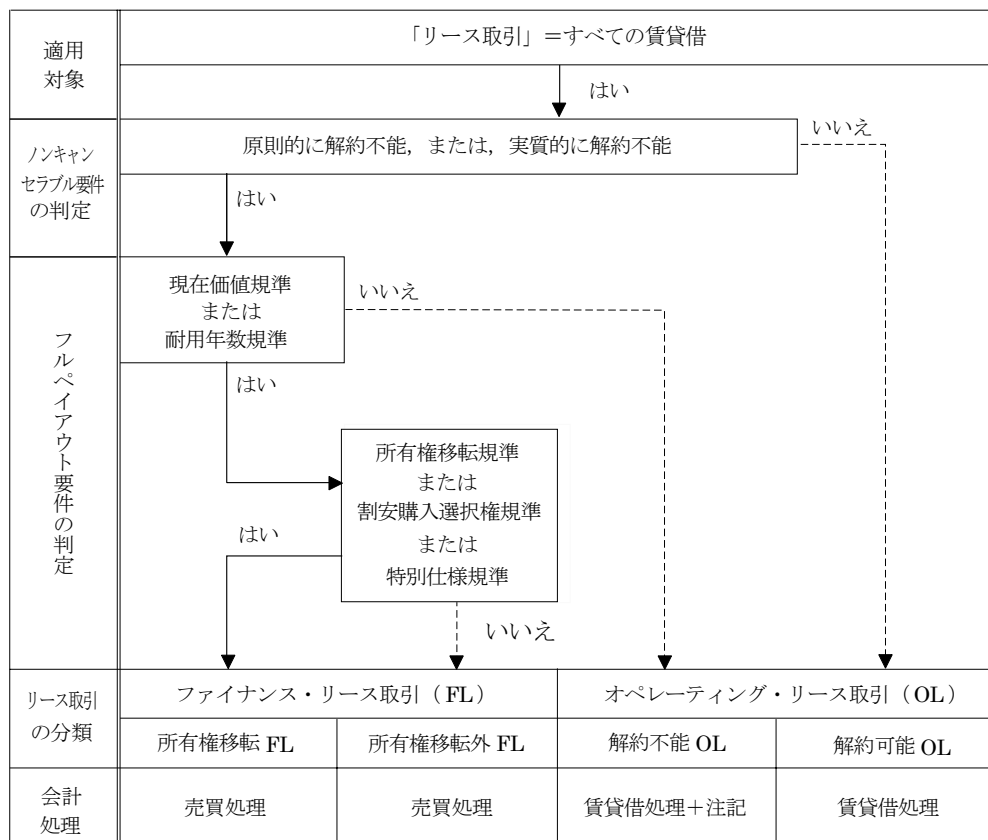
14) リース基準 [2007: 5 項]。

15) リース基準 [2007: 6 項]。

16) リース指針 [2007: 5 - 6 項, 9 - 10 項]。

17) リース基準 [2007: 8 項], リース指針 [2007: 8 項]。

図表 3 新基準におけるリース取引の分類と会計処理



(注) 新基準では、リース取引の分類上、「解約不能 OL」と「解約可能 OL」という名称は明記されていない。しかし、OLは、解約の可否によって注記の要不要が異なることから、このフローチャートでは、OLを2つに分類している。(出所) 加藤久明 [2007: 248 頁] を一部修正。

提とすれば、そのような経済合理性の疑わしいリースが実際に組成されることは稀であろうが、いずれにせよ、新基準の取扱いによって、フルペイアウト要件の基本が現在価値規準と耐用年数規準であることが明確になったといえる。

2. 具体的な会計処理

設例を用いて新基準の会計処理を具体的に示すと、以下ようになる。旧基準の設例と同様、FLの会計処理のみを示すことにするが、レシーの会計処理は、例外法の適用が認められないことを除くと大きな違いはないので、ここではレシーの会計処理のみを示すことにする。なお、FLの売買処理は、原則的な処理方法（利子抜き法・利息法）によるものとし、いわゆる重要性の原則が適用される場合の簡便的な処理方法は考慮しない。また、決算日は年1回（3月31日）とする。

設例 3-1 所有権移転 FL の場合

【前提条件】，【リース取引の分類】，【利息法のスケジュール表】

・設例 2-1 と同じ

【売買処理・第 1 法 (リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース債権	4,250	売上高	4,250
	売上原価	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース債権	850
	繰延リース利益繰入	386	繰延リース利益	386
03/3/31	現金預金	850	リース債権	850
	繰延リース利益	151	繰延リース利益戻入	151

繰延リース利益はリース債権と相殺して表示する

以後の各期も同様な会計処理を行う

【売買処理・第 2 法 (リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース債権	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	666	リース債権	666
03/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	699	リース債権	699

以後の各期も同様な会計処理を行う

【売買処理・第 3 法 (売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース債権	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース債権	666
			受取利息	184
03/3/31	現金預金	850	リース債権	699
			受取利息	151

以後の各期も同様な会計処理を行う

設例 3-2 所有権移転外 FL の場合

【前提条件】，【リース取引の分類】，【利息法のスケジュール表】

・設例 2-2 と同じ

【売買処理・第1法 (リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース投資資産	4,250	売上高	4,250
	売上原価	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース投資資産	850
	繰延リース利益繰入	386	繰延リース利益	386
03/3/31	現金預金	850	リース投資資産	850
	繰延リース利益	151	繰延リース利益戻入	151

繰延リース利益はリース投資資産と相殺して表示する

以後の各期も同様な会計処理を行う

【売買処理・第2法 (リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース投資資産	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	666	リース投資資産	666
03/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	699	リース投資資産	699

以後の各期も同様な会計処理を行う

【売買処理・第3法 (売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法)】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース投資資産	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース投資資産	666
			受取利息	184
03/3/31	現金預金	850	リース投資資産	699
			受取利息	151

以後の各期も同様な会計処理を行う

なお、**設例3-1**と**設例3-2**は、レッサーの購入価額とレシーに対する販売価額が一致している場合であるが、レッサーがリース物件を自社で製造している場合には、購入価額ではなく製造原価を用いることになるので、製造原価と販売価額が一致しないことがある。そのような場合について、旧基準では具体的な処理方法を定めていなかったが、新基準では、その差額をリース物件の販売益として取り扱い、原則として利息相当額とは区分して処理するとしている。よって、販売益は販売基準または割賦基準で期間配分され¹⁸⁾、利息相当額は利息法で期

18) リース基準 [2007: 56 項]、リース指針 [2007: 128 項]。

間配分されるというように、販売益と利息相当額で配分パターンが異なることになる。この処理方法が適用されるケースを示すと、設例 3-3 のようになる。ここでは、便宜上、第 2 法による会計処理のみを示すことにする。

設例 3-3 製作価額又は現金購入価額と現金販売価額に差がある場合

【前提条件】

- ①リース期間とリース料について
 - ・設例 2-2 と同じ
- ②リース物件（機械設備）について
 - ・レッサーの購入価額は、3,000 万円（購入日は 01 年 4 月 1 日、現金で一括払い）
 - ・レシーに対する販売価額は、3,680 万円（通常の販売価額と等しい）
 - ・リース物件の耐用年数は、8 年（自己所有の場合、減価償却は定額法、残存価額はゼロ）
- ③その他の注意事項
 - ・設例 2-2 と同じ

【リース取引の分類】、【利息法のスケジュール表】

- ・設例 2-2 と同じ

【売買処理・第 2 法，販売基準】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,000	現金預金	3,000
	リース投資資産	3,680	機械設備 販売益	3,000 680
02/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	666	リース投資資産	666
03/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	699	リース投資資産	699

以後の各期も同様な会計処理を行う

【売買処理・第 2 法，割賦基準】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	機械設備	3,000	現金預金	3,000
	リース投資資産	3,680	機械設備 繰延販売利益	3,000 680
02/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	666	リース投資資産	666
	繰延販売利益	136	販売益	136
03/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	699	リース投資資産	699
	繰延販売利益	136	販売益	136

繰延販売利益は負債として繰り延べ、リース代金回収の都度、収益に振り替える
以後の各期も同様な会計処理を行う

IV. 新旧基準の比較

1. 会計処理の対称性

旧基準におけるリース取引の分類と会計処理の方法は、レシーとレサーで統一されているから、双方の会計処理は対称的であるように見える¹⁹⁾。しかし、所有権移転外 FL については、実務上、必ずしも対称的になるとは限らない。ここに旧基準の問題点がある。

すなわち、所有権移転外 FL については、原則法（売買処理）と例外法（賃貸借処理+注記）が認められている。そのため、同一の所有権移転外 FL について、レシーが例外法を適用し、レサーが原則法を適用するとしたら、レシーは「借りた」、レサーは「売った」と処理していることになるから、会計処理の対称性は保たれないことになる。そればかりか、この場合は、リース物件がレシーとレサーのどちらの貸借対照表にも計上されないという問題が生じる。逆に、レシーが原則法を適用し、レサーが例外法を適用するとしたら、レシーは「買った」、レサーは「貸した」と処理していることになるから、やはり会計処理の対称性は保たれない。この場合は、同一のリース物件がレシーとレサーの双方の貸借対照表に計上され、その減価償却も双方で同時に行われるという問題が生じる。

この問題を解決するためには、原則法と例外法の選択を認めた上で、所有権移転外 FL の会計処理はレシーとレサーで対称的でなければならないと規定するか、あるいは、原則法と例外法のどちらかを廃止して、結果的にレシーとレサーの会計処理を対称的なものとなるようにするかのいずれかであろう。しかし、前者の解決策は、会計方針は企業自身に選択させるのが合理的であるという企業会計の基本思考からして、その根拠を見出すことは容易なことではない。いわゆる経理自由の原則を前提としながら、会計処理の対称性を確保できるようにしておくことが望ましい。これに対して、後者の解決策は、アメリカ基準(SFAS13)や国際基準(IAS17)は例外法を認めていないから、例外法を廃止して原則法のみとすることは、会計基準の国際的統一(convergence)の観点からして一定の合理性をもつ。もちろん、国際的な会計基準に盲目的に追従することは戒められるべきであるが、この場合は、例外法を存続させて会計処理が非対称であり続けることに合理性を見出すことの方がむしろ困難である。

この点、新基準は、例外法の廃止について、「この基準の改正が行われることにより、現状の国際会計基準第17号『リース』と平仄が合い、国際的な会計基準間のコンバージェンスに

19) ここでいう会計処理の対称性は、当事者双方の会計処理で「売った、買った」、「貸した、借りた」の関係が保たれていることであって、具体的な処理方法について対称的であることを要求するものではない。例えば、売手が使用目的で取得した物財を売却すれば固定資産の売却となるが、買手がそれを売買目的で取得すれば棚卸資産の取得となる。会計処理の対称性は、これが非対称であることを問題とするものではない。

寄与することとなる²⁰⁾としている。新基準による例外法の廃止は、会計処理の非対称性問題を直接的なターゲットとするものではないが、結果的にその問題も同時に解決されることになったといえよう²¹⁾。

2. レッサーの会計処理

(1) 売買処理の具体的な方法の違い

新基準では、レッサーの売買処理の方法として、①リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法(第1法)、②リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法(第2法)、③売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法(第3法)、という3つの方法が規定されている²²⁾。第1法は、主として製造業、棚卸業等を営む企業が製品又は商品を販売する手段としてリース取引を利用する場合を想定したものである。第2法は、従来行われてきた割賦販売の会計処理を想定したものである。また、第3法は、金融取引としての性格が強いリース取引を想定したものである²³⁾。いずれの方法を採用しても、各期の利息相当額は同額であり、各期の利益も同額となる。

第1法は、リース取引開始日にリース期間分の売上高と売上原価を全額計上し、その差額である利息相当額の総額をいったん利益として計上した後で、次期以降に配分されるべき利益を繰り延べ、次期以降の各期において当該期間に配分されるべき利益を戻し入れていくという処理方法である。これは、いわゆる割賦販売の未実現利益控除法として知られている処理方法である。それに対して、第2法は、リース料を受け取る都度、当該期間分の売上高と売上原価のみを計上するという点で異なる。これは、旧基準の第1法と同じである。また、第3法は、売上高と売上原価を相殺して純損益を計上する方法であり、旧基準の第2法と同じである。ただし、旧基準では、その純益が「リース物件売買益」として計上されるが、新基準では「受取利息」として計上されるという点で異なる。

なお、旧基準では、FLの未回収元本は「リース債権」として計上されるが、新基準では、所有権移転外FLの場合に限って、「リース投資資産」として計上される。その理由として、新基準は、「所有権移転ファイナンス・リース取引の場合は、貸手は、借手からのリース料と

20) リース基準 [2007 : 34 項]。

21) 会計処理の対称性に関して、新基準では、「通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合、借手がリース資産の取得の会計処理であるのに対し、貸手はリース資産の売却の会計処理となるが、両者の会計処理は対称的になるとは限らない。この点は、通常の売買における売上の会計処理と仕入の会計処理が必ずしも対称的にならないことと同様である」(企業会計基準適用指針第16号、119項)としているが、それは具体的な処理方法(例えば、発送基準による売上処理と検収基準による仕入処理)についてであって、「売った、買った」、「貸した、借りた」の関係が保たれていない状況を意味するものではないと理解すべきであろう。

22) リース指針 [2007 : 51 項, 61 項]。

23) リース指針 [2007 : 122 項]。

割安購入選択権の行使価額で回収するが、所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合はリース料と見積残存価額の価値により回収を図る点で差異がある。この差異を踏まえ、所有権移転ファイナンス・リース取引で生じる資産はリース債権に計上し、所有権移転外ファイナンス・リース取引で生じる資産はリース投資資産に計上することとした。この場合のリース投資資産は、「将来のリース料を収受する権利と見積残存価額から構成される複合的な資産である」²⁴⁾としている。なお、リース債権は金融商品と考えられ、また、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品的な性格を有すると考えられるので、これらについては、貸倒見積高の算定等において金融商品会計基準の定めに従うものとされている²⁵⁾。

(2) 損益計算書に与える影響の違い

旧基準と新基準の会計処理は、第1法から第3法のいずれによっても、貸借対照表に与える影響は同じである。新基準の第1法だけは、リース債権（またはリース投資資産）が総額ベースで計算されるが、未経過利息に相当する繰延リース利益はリース債権（またはリース投資資産）から直接控除して表記するから、貸借対照表上の金額は第2法及び第3法と同じになる。

一方、損益計算書に与える影響について、旧基準と新基準の会計処理は、どの方法によっても各期の利息相当額は同じであり、最終的な当期純利益の金額に違いは生じない（設例3-3のケースを除く）。しかし、損益計算の区分に与える影響は異なっている。便宜上、新基準の第1法を「未実現利益控除法」、新基準の第2法と旧基準の第1法を「総額法」、新基準の第3法と旧基準の第2法と「純額法」と呼ぶとして、レッサーの損益計算書に与える影響をまとめると、**図表4**のようになる。なお、未実現利益控除法の場合、繰延リース利益の繰入額と戻入額は、割賦販売の場合と同様、売上総利益から控除する形式で表示されるものとする。

図表4 損益計算書に与える影響

	損益計算書の科目		損益計算の区分	
	旧基準	新基準	旧基準	新基準
未実現利益控除法	(適用なし)	売上高 売上原価 繰延リース利益繰入 繰延リース利益戻入	(適用なし)	営業損益計算
総額法	リース物件売上高 リース物件売上原価	売上高 売上原価	営業損益計算	営業損益計算
純額法	リース物件売買益	受取利息	営業損益計算	経常損益計算

24) リース基準 [2007 : 40 項]。

25) リース基準 [2007 : 41 項]。

図表 4 から分かるように、多くの場合、レッサーの会計処理は営業損益計算に影響を与える。これは、レッサーがリース取引を専業としていることが念頭におかれているからであり、リース取引の売買処理と割賦販売の会計処理に整合性をもたせるための措置であるともいえる。しかし、純額法について、旧基準の「リース物件売買益」が新基準で「受取利息」に改められたことにより、営業損益計算から経常損益計算に影響を与える区分が変わることになった²⁶⁾。新基準では、取引の実態に応じて、未実現利益控除法、総額法、純額法のいずれかを選択し、継続的に適用するものとしているが、純額法で受取利息という科目が使われること、また、純額法のみが経常損益計算に影響を与えるものであることを考えれば、金融としての性質が強いリース取引は純額法で処理するのが適当であろう。

V. おわりに

今回の新基準が完成するまでに様々な紆余曲折があった。この発端は、2001年11月、ASBJのテーマ協議会が、短期的に対応すべきテーマの中でも比較的優先順位の高いグループとして、リース取引の会計処理を取り上げたことにある。問題とされたのは、所有権移転外FLについて、国際的な会計基準では売買処理のみが規定されているにも係わらず、旧基準では原則法（売買処理）と例外法（賃貸借処理+注記）の適用が認められていることであった²⁷⁾。

これを受けて、2002年7月、ASBJはリース会計専門委員会を組織した。リース会計専門委員会は、会計基準の国際的統一の観点から例外法を廃止する方向で検討を進めたが、産業界から強力な反発を受けて作業は難航した。そこで、2004年3月、これまでの検討状況をまとめた『中間報告』（リース中間報告 [2004]）を発表し、産業界に対して1年を目途に解決策を提示するよう要請して、作業を一時凍結した。

それを受けたリース事業協会は、2005年3月に例外法の存続を主張するレスポンス（リース事業協会 [2005]）を返した。ASBJ・リース会計専門委員会は審議を再開したが、例外法の廃止は変わらず、2006年7月に『試案』（リース基準試案 [2006]、リース指針試案 [2006]）を発表し、同年12月には『公開草案』（リース基準草案 [2006]、リース指針草案 [2006]）を発表した。産業界の反発はなお根強くあったが、最終的には例外法の廃止が決議され、今回の新基準が完成したというわけである。

産業界が反発する理由の1つは、例外法が廃止されることによって、所有権移転外FLの取

26) これについては、むしろ、未実現利益控除法と総額法で「売上総利益として計算される部分が実は利息の性格を持っている」（石井ほか座談会 [2007: 28 頁, 佐藤発言]）ことの方に問題があるともいえる。適用指針でそのような会計処理が規定されたことについて、佐藤信彦氏（リース会計専門委員会専門委員, 明治大学大学院教授）は、割賦販売の会計処理と整合性をもたせることが、いわば「最大の制約」となっていたため、「そうした制約の下で集約された結論」であると述べている（石井ほか座談会 [2007: 28 - 29 頁, 佐藤発言]）。

27) テーマ協議会 [2001: 2 頁]。

扱いが会計と税務で一致しなくなることにある²⁸⁾。多くの場合、所有権移転外 FL は、税務上、賃貸借処理することが認められるから、会計上で売買処理が強制されると、会計と税務で処理方法が一致せず、煩雑な申告調整を行わなければならない。レシーにしてみれば、リース取引のメリットの1つは、賃貸借処理することで簡便な経理処理を行い、申告調整の負担を避けることができる点にあるから、例外法が廃止されて売買処理に一本化されると、重要な設備投資手段であるリース取引の魅力が減ってしまう。そうすると、レッサーにしてみれば、ビジネスそのものが成り立たなくなる恐れがあるので、死活問題にもなりかねない。産業界の反発には、こうした事情がある。

こういう問題でよく取り上げられるのは、いわゆる確定決算主義である。しかし、それについて、産業界の中にいくつかの誤解があることが、議論をさらに複雑にしている。確定決算主義は、確定した決算をもとに課税所得を計算するという仕組みであって、会計と税務でルールが一致していなければならないというものではない。つまり、会計が税務に合わせるのではなく、税務が会計に合わせるというのが確定決算主義である。これに関する誤解は、会計サイドで例外法を廃止しようとする動きに対して、確定決算主義からの逸脱であるという筋違いな批判を生む。

確定決算主義は、税務サイドの要請によるものであるから、申告調整の負担に配慮して会計と税務の取扱いを一致させることが必要であれば、それは税務サイドで対応すべき事項となろう。早くも、平成 19 年度の税制改正では、会計上の取扱いと概ね一致するように税務上の取扱いを改めることが予定されている²⁹⁾。これが実現すれば、産業界が期待した「賃貸借処理での一致」という形ではないが、「売買処理での一致」という形で申告調整の問題は少なからず回避される。

このように素早い対応が行われたのは、会計サイドで事前に発表された『試案』が、税制改正を検討するときの資料となったからである。実際、平成 19 年度の税制改正にあたって、税制調査会は、『試案』をもとに旧基準が改定されるであろうことを先取りした答申を出している³⁰⁾。ASBJ が会計基準の改定に先立って『試案』を出すことは過去に例を見ないが、今回の『試案』は税務サイドに申告調整の問題を提起し、実際にそれが取り上げられたという意味で効果的であったといえる³¹⁾。

28) 例えば、加藤久明 [2007 : 133 - 139 頁, 143 - 146 頁, 155 - 156 頁] を参照。

29) 詳しくは、岸本道弘 [2007], 久納幹史 [2007] を参照。

30) 税制調査会 [2006 : 7 頁]。また、その後に出された平成 19 年度税制改正の大綱も、これを踏襲したものとなっている (財務省 [2006 : 6 頁])。いずれも、ASBJ が『公開草案』を発表する前のことである。

31) ASBJ は、試案に対するコメントの募集の中で、「その適用が税制と密接に関連するため、関係省庁をはじめ関係者間で税制上の取扱いが検討されるものと想定されます。このため、本試案は、通常の公開草案とは異なり会計基準及び適用指針に関する適用時期を定めずに公表するものであり、今後の状況を踏まえ適用時期を定めることとしています」(企業会計基準委員会 [2006 : 1 頁]) と述べている。

そもそも、会計サイドでリース取引の売買処理が要求されているのは、割賦売買との比較可能性を確保するためであるが、リース取引を「物件の売買」と擬制して処理する方法以外に会計処理の在り方が考えられないわけではない。国際会計基準審議会 (IASB) は、10 年以上も前からリース取引を「使用権の売買」として処理する方法に改めようとしている³²⁾。他のプロジェクトとの調整もあって改定作業は先送りされてきたが、アメリカの財務会計基準審議会 (FASB) との共同プロジェクトが立ち上がったことで、その改定が現実味を帯びてきた³³⁾。2008 年には討議資料が発表される予定である。

もし、国際的な舞台でそのような基準の改定が行われたとしたら、会計基準の国際的統一が求められる中で、日本の新基準も早々に改定に迫られるであろう。そのときも、申告調整の負担を軽減できるような税制改正が行われるのであろうか。はたして、使用権の売買という考え方で課税所得を計算することは、税法の論理と整合するのであろうか。確定決算主義を維持するとすれば、税務サイドで検討すべき課題は多い。

参考文献

- 新井清光・加古宜士編 [1994]『リース取引会計基準詳解』中央経済社。
新井清光・北村吉弘編 [1995]『リース会計と実務』税務経理協会。
石井泰次・小賀坂敦・小宮山賢・佐藤信彦 [2007]「座談会 リース会計基準等の設定経緯と考え方」『企業会計』第 59 巻第 7 号。
加藤久明 [2007]『現代リース会計論』中央経済社。
企業会計基準委員会 [2006]「試案『リース取引に関する会計基準 (案)』及び試案『リース取引に関する会計基準の適用指針 (案)』の公表」(<http://www.asb.or.jp>)。
岸本道弘 [2007]「リース取引に係る平成 19 年度税制改正」『季刊会計基準』第 16 号。
北村吉弘 [1995]「リース会計基準制定の経緯と実務運営指針」新井清光・北村吉弘編 [1995: 第 3 章] 所収。
久納幹史 [2007]「リース取引に関する税制改正」『企業会計』第 59 巻第 7 号。
小宮山賢 [1994]『『リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針』の解説』新井清光・加古宜士編 [1994: 第 13 章] 所収。
財務省 [2006]「平成 19 年度税制改正の大綱」(<http://www.mof.go.jp>)。
坂本道美 [1994]「オペレーティング・リース取引に係る会計処理および開示基準」新井清光・加古宜士編 [1994: 第 8 章] 所収。
税制調査会 [2006]「平成 19 年度の税制改正に関する答申－経済活性化を目指して－」(<http://www.mof.go.jp>)。
テーマ協議会 [2001]「第 1 回テーマ協議会提言書」(<http://www.asb.or.jp>)。
三代澤経人 [2004]『会計学－会計過程と会計規範－』放送大学教育振興会。
三代澤経人 [2006]『会計過程論』中央経済社。
山田辰己 [2007]「リース会計基準を巡る国際的動向－IASB と FASB の共同プロジェクト」『企業会計』第 59 巻第 7 号。
リース意見書 [1993]「リース取引に係る会計基準に関する意見書」企業会計審議会。
リース実務指針 [1994]「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」日本公認会計士協会。

32) 詳しくは、加藤久明 [2007: 160 - 181 頁] を参照。

33) IASB と FASB の共同プロジェクトについては、山田辰己 [2007] を参照。

- リース中間報告 [2004] 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」 企業会計基準委員会。
- リース基準試案 [2006] 「試案 リース取引に関する会計基準（案）」 企業会計基準委員会。
- リース指針試案 [2006] 「試案 リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」 企業会計基準委員会。
- リース基準草案 [2006] 「企業会計基準公開草案第 17 号 リース取引に関する会計基準（案）」 企業会計基準委員会。
- リース指針草案 [2006] 「企業会計基準適用指針公開草案第 21 号 リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」 企業会計基準委員会。
- リース基準 [2007] 「企業会計基準第 13 号 リース取引に関する会計基準」 企業会計基準委員会。
- リース指針 [2007] 「企業会計基準適用指針第 16 号 リース取引に関する会計基準の適用指針」 企業会計基準委員会。
- リース事業協会 [2005] 「リース会計基準に関する検討について（検討状況の報告）」 (<http://www.leasing.or.jp>)。

